

小松飛行場における国際貨物定期便の就航に関する覚書

小松飛行場における国際貨物定期便の就航に関し、防衛庁、運輸省及び石川県は、下記のとおり了解する。

記

1. 防衛庁は、小松飛行場を使用して、カーゴルックス航空会社による国際貨物定期便が就航することを了承する。
2. 防衛庁、運輸省及び石川県は、同社の使用する航空機の最大離陸重量等に鑑み、小松飛行場の滑走路等の改修工事を三者協力して実施するものとする。
なお、今後、カーゴルックス航空会社の計画に変更が生じた場合には、改めて三者により調整するものとする。
3. 工事の着手については、定期的に滑走路等の状況調査を三者が協力して実施し、その結果に基づき決定するものとする。
なお、工事の実施にあたっては、自衛隊の業務運営に基本的な支障は生じさせないよう配慮するものとする。
4. 滑走路等の改修に要する費用は、原因者負担の原則を勘案し、三者協議の上決定し、主として民航側（運輸省及び石川県）の責任において負担するものとする。
5. 上記1の運航内容及びその他本覚書の実施に必要な細部については、別途定めるものとする。

平成6年1月7日

防衛庁 参事官 萩 次 郎

運輸省 大臣官房審議官 土 井 勝 二

石川県 副知事 谷 本 正 憲